

会計年度任用職員（スポット任用保育士・保育教諭）任用のあらまし

項目	内容
	保育士・保育教諭
勤務内容	保育業務
勤務日	月曜日から土曜日のうち、一月で11日以下
勤務時間	午前6時45分から午後7時15分までの間において勤務園の園長が指定した時間 ※始業時間、終業時間は勤務園により異なる ※1日の勤務時間は7時間以内
基本報酬	時間額：平日：1,126円 土曜日：1,164円
通勤手当相当報酬	自家用車等：通勤距離に応じて支給 公共交通機関：往復運賃×勤務日数分を支給
支給方法	翌月20日に口座振込 ※ただし、20日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日
期末手当	支給無
年次休暇	無
年金・健康保険	加入無
雇用保険	加入無
労働災害補償保険	加入
任用期間	1ヶ月以内
資格・免許	保育士資格（こども園に勤務する場合は幼稚園教諭の免許も必要となる場合があります）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の勤務条件は「浜松市会計年度任用職員の報酬及び勤務時間その他の勤務条件に関する要領（1箇月以内の短期間で時間額任用される保育園、こども園及び幼稚園に勤務する職員）」による ・任用期間中は信用失墜行為又は政治的行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等、営利企業従事の制限に留意すること

(担当)

浜松市役所 幼保運営課

職員管理グループ

電話：053-457-2539